

# 第33回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年3月24日

石巻市農業委員会

### 第33回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年3月24日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地の現状変更届出取下げについて

報告第 5号 農地の現状変更届出について

報告第 6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 買受適格証明願について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 石巻市農業委員会事務局職員の任免について

閉 会

出席委員（16名）

1番	安部秀逸	委員	2番	佐藤克美	委員
3番	三浦豊志	委員	4番	後藤久一	委員
5番	佐藤健悦	委員	6番	狩野利一郎	委員
7番	三浦孝一	委員	8番	佐々木洋	委員
9番	伏見晃也	委員	10番	大森香織	委員
12番	高橋良一	委員	13番	高城邦秀	委員
14番	高橋千代恵	委員	16番	遠藤章一	委員
17番	色川恭子	委員	19番	大橋邦雄	委員

欠席委員（3名）

11番	後藤嘉伸	委員	15番	今野勝夫	委員
18番	遠藤和祥	委員			

出席農地利用最適化推進委員（17名）

21番	阿部勝	委員	22番	木村和広	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
27番	山口修一	委員	28番	加納憲夫	委員
29番	佐々木勝行	委員	30番	佐藤晴夫	委員
31番	渡邊孝彦	委員	32番	高橋信一	委員
33番	佐藤均	委員	34番	相澤逸夫	委員
35番	勝又功	委員	36番	榊田有司	委員
37番	西條健一	委員	38番	阿部正展	委員
39番	西條勲	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

20番	山田信悦	委員	23番	渥美浩晃	委員
-----	------	----	-----	------	----

事務局職員出席

勝又忠雄	事務局 長	西城芳光	事務局 次長
渡辺和子	事務局 長補佐	齋藤敏幸	主 幹
阿部秀紀	主 査	村上浩則	主 幹
保理裕宣	主任 主事	山本万里	主任 主事

菅 井 泰 弘 主 任 主 事

---

○勝又忠雄事務局長　ただいまから第33回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○勝又忠雄事務局長　総会開会に当たりまして、大橋会長からご挨拶を申し上げます。

○大橋邦雄会長　―　　挨拶　　―

○勝又忠雄事務局長　次に、総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務めることに定められておりますので、会長に議事を進めていただきます。

それでは、大橋会長、よろしくお願ひいたします。

---

午後 1 時 3 6 分 開会

○議長（大橋邦雄会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第 7 条第 1 項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は 16 名、推進委員は 17 名であります。今野勝夫農業委員、遠藤和祥農業委員、後藤嘉伸農業委員、山田信悦農地利用最適化推進委員、渥美浩晃農地利用最適化推進委員からは、欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（大橋邦雄会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第 21 条第 2 項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号 12 番高橋良一委員、13 番高城邦秀委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様にご覧がございまして。質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。なお、農業委員の皆様は、議席番号とお名前をお願いいたします。また、農地利用最適化推進委員の皆様は、区域名とお名前をお願いいたします。

---

◎報告第 1 号～報告第 6 号

○議長（大橋邦雄会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第 2、報告第 1 号 農家相談委員会委員長報告についてを議題といたします。

農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る 3 月 12 日金曜日、午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分まで、当会議室におきまして農家相談委員会を開催いたしました。相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま農家相談委員会、三浦孝一委員長から報告がありましたが、本案に対してご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は33ページから38ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

番号1番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域内にある土地で、登記は田、現況は被災農地となっております。東日本大震災の津波により被災し、耕作できなくなった土地であります。天災地変等の自然現象による災害によるもので、農地等に復元することが将来的においても不可能と認められる土地であります。

番号2番、申請地は、都市計画区域外の農振区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林となっております。高齢化に伴い耕作が困難となり、山林化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号3番、申請地は、都市計画区域外の農振区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林となっております。平成19年に相続した時点で、既に山林となっていたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林となっております。平成20年に相続した時点で、既に山林となっていたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号5番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は雑種地となっております。東日本大震災の津波により被災し、耕作できなくなった土地であります。防災集団移転促進事業により市が買取りし、今後も農地として復元する計画がない土地であります。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、伏見晃也委員長より報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

3月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局より説明を受け、航空写真、現地写真を踏まえ、審議を行いました。申請書の内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明することにつきましてははやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から現地調査結果について報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。



本案5件について、願い出のとおり非農地である旨の証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案5件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

---

◎議案第2号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第4、議案第2号 買受適格証明願についてを議題といたします。

議案書は39ページから40ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第2号 買受適格証明願についてご説明いたします。

本案件は、競売に参加するため、申請人が農地に隣接している宅地及び居宅などの建物を含め、別荘用地に転用する目的で買受適格証明を申請するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

なお、申請人が競落人となった場合には、証明書を交付した時点で農地法第5条の許可要件を満たしていることから、後日提出される許可申請書につきましては、証明時と事情が異なっていなければ、総会の審議を経ず、知事へ進達することといたします。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、伏見晃也委員長より報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第2号 買受適格証明願についてご報告申し上げます。

3月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、事前審査を行いました。現地調査などを踏まえ、証明願の内容を審議した結果、適格者であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から現地調査結果について報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり買受適格証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

---

◎議案第3号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は41ページから44ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○保理裕宣主任主事 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順にご説明いたします。

番号1番は、譲受人の経営規模拡大のための農地の売買であり、申請地は田1筆、面積1,031㎡です。

番号2番は、番号1番と同じ譲受人であり、経営規模拡大のための売買であります。申請地は、田3筆、合計面積2,236㎡です。

番号3番は、譲受人の経営規模拡大のための農地の売買であり、申請地は田1筆、畑3筆、合計面積1,920㎡です。

番号4番は、譲受人の新規就農による農地の売買であり、申請地は田8筆、合計面積5,761㎡です。

番号5番は、譲受人の経営規模拡大のための農地の売買であり、申請地は田3筆、合計面積2,616㎡です。

番号6番は、譲受人の耕作の利便性による農地の売買であり、申請地は田1筆、面積204㎡です。

番号7番は、番号6番と同じ譲受人であり、耕作の利便性のための売買であります。申請地は、田1筆、面積816㎡です。

番号8番は、譲受人の耕作の利便性のための農地の売買であり、申請地は畑1筆、面積805㎡です。

番号9番は、おいからおじへの農地の贈与であり、申請地は畑1筆、面積172㎡です。

番号10番は、譲渡人の離農による知人への農地の贈与であり、申請地は畑2筆、合計面積98㎡です。

書類審査及び現地調査をしました結果、番号1番から番号10番までの全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審査の結果について、農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る3月12日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。3月の案件は、売買による所有権移転が8件、贈与による所有権移転が2件、合計10件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び3月9日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました現地調査報告書などに基づきまして、慎重審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案10件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案10件について、願い出のとおり許可を与えることに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は45ページから48ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、駐車場として自己転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

番号2番、転用目的は、自動車板金工場として自己転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

番号3番、転用目的は、一般住宅として自己転用するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

3月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案3件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は49ページから61ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、太陽光発電施設として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号2番、転用目的は、駐車場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号3番、転用目的は、駐車場として賃借権を設定するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

番号4番、転用目的は、一般住宅として所有権を移転するものです。農地区分は、相当数の街区を形成している区域であることから、第2種農地と判断されます。

番号5番、転用目的は、資材置場として賃借権を設定するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

番号6番、転用目的は、分家住宅として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号7番、転用目的は、一般住宅として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

番号8番、転用目的は、建売分譲として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号9番、転用目的は、通路として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号10番、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての番号3に関連する案件で、転用目的は、一般住宅として所有権を移転し、自己転用分と合わせて事業を実施するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

3月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案10件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案10件について、許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利

用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は62ページから86ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和2年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。

今月の受付件数は、中間管理事業による一括方式が10件、23筆、約8.2ha、利用権設定21件、153筆、約16.2ha、所有権移転7件、22筆、約2.5ha、合計38件、198筆、約26.9haであります。

貸借期間、4年9か月から10年。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、田、8,000円から2万2,000円、米による物納、44kgから90kgとなっております。

所有権移転7件で、認定農業者への所有権移転であり、10a当たりの単価13万6,000円から75万円の売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

3月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権設定を受ける者及び所有権移転を受ける者は、いずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の10件、利用権設定の21件及び所有権移転の7件について異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 初めに、一括方式について審議いたします。

議案書は62ページから66ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

高橋委員。

○12番高橋良一委員 別紙なのですけれども、別紙の公告年月日、ちょんちょんになっているのですけれども。

○議長（大橋邦雄会長） 事務局。

○齋藤敏幸主査 公告の年月日につきましては、同じちょんちょんとなっておりますが、令和3年3月26日ということで訂正させていただきますので、ご記入のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 高橋委員、よろしいですか。

○12番高橋良一委員 はい。

○議長（大橋邦雄会長） そのほかご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式10件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案一括方式10件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議いたします。

議案書は67ページから82ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定21件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案利用権設定21件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。

議案書は83ページから86ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転7件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案所有権移転7件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第7号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第9、議案第7号 石巻市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

議案書は、別冊の追加議案書になります。

事務局より議案の内容について説明願います。

○西城芳光事務局次長 議案第7号 石巻市農業委員会事務局職員の任免についてご説明いたします。

追加議案書の1ページを御覧願います。本案は、石巻市長から令和3年3月31日付及び令和3年4

月1日付の石巻市農業委員会事務局職員の任免について協議がありましたので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

任免の内容についてご説明いたします。初めに、令和3年3月31日付でございますが、勝又忠雄事務局長が定年退職されます。

次に、令和3年4月1日付発令でございますが、事務局長に西城芳光事務局次長が昇格し、事務局次長に渋谷幸伸桃生総合支所保健福祉課長兼保健センター所長が転入いたします。阿部秀紀主査が雄勝総合支所地域振興課主査として転出し、後任に新規採用の若井慎太郎主事が転入いたします。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から説明がありましたが、本案に対しましてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案、石巻市農業委員会事務局職員の任免について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎閉 会

○議長（大橋邦雄会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。これをもちまして第33回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時13分 閉会